ペレットストーブ暖房出力の誤表示に注意・誤表示は「不当景品類及び不当表示防止法」 違反に問われるおそれがあります

ストーブの暖房出力は、科学的分析に基づいて算出する方法が確立されており、ガス・石油機器の日本工業規格、薪ストーブ・ペレットストーブの欧州規格などにおいて採用されています。 給排気筒・排気筒が付いているストーブは、排気とともに熱が逃げるため、燃料であるペレットが100%燃えたとしてもストーブの暖房出力が100%になることはありません。故意に暖房出力の表示を偽ったり、本事実を認識のうえ、事実と異なる表示を行った場合、「不当景品類及び不当表示防止法」違反に問われるおそれがあります。また、悪質な場合は、詐欺罪に問われるおそれもあります。

## 参考資料1

## 不当景品類及び不当表示防止法 (抜粋)

昭和 37 年 5 月 15 日法律第 134 号 最終改正 平成 17 年 4 月 27 日法律第 35 号

# (目的)

第1条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。

## (定義)

# 第2条 略

2 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品 又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う公告その他の表示 であって、公正取引委員会が指定するものをいう。

#### 第3条 略

## (不当な表示の禁止)

- 第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をして はならない。
  - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも 著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係 るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害

するおそれがあると認められる表示

二 略

- 三 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの
- 2 公正取引委員会は、前項第1号に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めると きは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を 示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しな いときは、第6条第1項及び第2項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示 とみなす。

# 第5条 略

(排除命令)

- 第6条 公正取引委員会は、第3条の規定による制限若しくは禁止又は第4条第1項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。
- 2 略
- 3 略

第7条~第12条 略

(行政不服審査法の適用除外等)

第 13 条 この法律の規定により公正取引委員会がした処分については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てをすることができない。

2 略

第14条~第18条 略

附 則

略

# 不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により 景品類及び表示を指定する件(抜粋)

平成 10年 12月 25日公告、平成 11年 2月 1日施行

不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 2 条の規定により、景品類及び 表示を次のように指定する。

#### 1 略

- 2 法第2条第2項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う公告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。
  - 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の 表示
  - 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他表示 (ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示 (電話によるものを含む。)
  - 三 ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。) ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
  - 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。) 映写、演劇又は電光による広告
  - 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示 (インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)